

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設

平成 25 年 11 月1日告示第 645 号

令和 5 年 12 月13日告示第802号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設(平成 25 年 11 月 告示第 645 号)の一部を次のように改正する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成 19 年4月世田谷区規則第 55 号。以下「規則」という。)別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設を別紙のとおり定める。

附則

この告示による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設の規定は、令和5年10月1日から適用する。

別紙

- 1 規則別表第3の3の項第2号エに規定する区長が定める複合施設は、別表第1に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ 5,000 平方メートル以上であるものとする。
- 2 規則別表第3の8の項第2号ウに規定する区長が定める複合施設は、別表第2の左欄に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計以上であるものとする。
- 3 規則別表第3の8の項第2号エに規定する区長が定める複合施設は、別表第2の左欄に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ 1,000 平方メートル以上であるものとする。

別表第1

複合施設内の用途
病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル、旅館その他これらに類する施設
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
展示場又はこれに類する施設

別表第2

複合施設内の用途	床面積の合計
----------	--------

病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、助産所、施術所、薬局	200平方メートル以上
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	
学校	
公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
地下街又はこれに類する施設	
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)	500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所	
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
ホテル、旅館その他これらに類する施設	1,000平方メートル以上
展示場又はこれに類する施設	
体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する施設	